

住友別子病院

看護師 奨学生募集

月額 50,000円

入学金 200,000円（1年次のみ）

貸与年数に応じた勤務により返済免除

【お問合せ】

愛媛県新居浜市王子町3番1号

医療法人住友別子病院 人事課 三崎 博

TEL : 0897-37-7111

FAX : 0897-37-7121

MAIL : hiroshi_misaki@ni.sbh.gr.jp

看護師奨学生の募集

当院では、看護師の資格取得を目指す看護学生の修学を支援し、有能な人材育成を目的に奨学金を貸与しています。また、卒業後、当院の看護師として一定期間勤務いただくと返還が免除される制度です。

- ◆ 募集人員
若干名
- ◆ 応募資格
看護学校在学中で、免許取得後、当院での勤務を希望する方
- ◆ 奨学金
3年課程の看護学校の場合、3年間で総額200万円となります。
① 入学準備金(1年次のみ) 200,000円
② 月額 50,000円/月
- ◆ 提出書類
① 奨学金貸与願書(様式)
※こちらから奨学金貸与願書が確認できます。
② 履歴書(学校指定または市販)
③ 成績証明書
④ 在学証明書
⑤ 住民票
- ◆ 受付期間および選考試験日
随時受け付けています。選考試験日は、ご都合を伺って設定いたします。
- ◆ 選考方法
作文、面接
※リモート面接にも対応いたしますので、ご相談ください。
- ◆ 担当
〒792-8543
愛媛県新居浜市王子町3番1号
医療法人住友別子病院
人事課 三崎
TEL (0897)37-7111
E-mail: hiroshi_misaki@ni.sbh.gr.jp

医療法人住友別子病院奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師もしくは助産師（以下、看護師および助産師を併せて「看護師等」という。）の資格を取得できる学校または養成所（以下、併せて「学校等」という。）へ進学して卒業後国家試験合格し必要な免許を取得の上、当法人への復職または就業を希望する者に奨学金を貸与することで学修の便宜を図り、有能な人材を育成することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 この規程で奨学金の貸与を受ける者（以下、「奨学生」という。）は、次の要件のいずれかに該当し、かつ、免許取得後、直ちに当法人に復職または就業する意思を有している者で、当法人の奨学生の選考試験に合格した者とする。
ただし、当法人以外の医療機関等への就職を条件に返還を免除される奨学金の貸与を受け、または受ける予定の者は除く。

1) 看護師

- ① 2年課程若しくは3年課程の看護専門学校などへ進学した者。
- ② 中高一貫校5年課程の看護科へ進学した者。
- ③ 短期大学もしくは大学の看護学科などへ進学した者（編入学を含む）。
- ④ 専門学校、短期大学、大学などの助産師課程へ進学した者。

(貸与申請手続)

第3条 奨学金の貸与を希望する者は、医療法人住友別子病院奨学金貸与願書(様式第1号)に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(奨学生の選定)

第4条 理事長は、前条の願書提出があったときは、選考の上、奨学金貸与の可否を決定し、奨学金の貸与を決定したときは、奨学生選定通知書（様式第2号）により本人に通知する。

(誓約書の提出)

第5条 奨学生は、前条の通知を受けたときは、直ちに、連帯保証人が連署した誓約書（様式第3号）および奨学金振込依頼書（様式第4号）を、理事長に提出しなければならない。

2. 奨学生は、1学年毎に成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(奨学金額と期間)

第6条 貸与する奨学金の種類と金額は、次のとおりとする。

1) 看護師

①入学準備金(1年次のみ) 200,000円

ただし、新たに3年以上の課程に進学し貸与を希望する者に限る。

②看護師課程月額 50,000円/月

③助産師課程月額 70,000円/月

2. 貸与期間は、在学6年間を限度とする。

(奨学金の貸与方法)

第7条 奨学金は、毎年度2期に分けて、4月と10月の各末日までに、奨学生の指定口座に振込方法により貸与する。

(貸与の辞退)

第8条 奨学生が奨学金の貸与を辞退しようとするときは、医療法人住友別子病院奨学生辞退願兼返済誓約書(様式第5号)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(貸与の取消・停止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事長は、奨学金の貸与を取消ものとする。

1) 死亡したとき。

2) 心身の故障のため修学の見込がなくなると理事長が認めたとき。

3) 学業成績または素行が著しく不良と理事長が認めたとき。

4) 進級できなかったとき。

5) 退学したとき。

6) 虚偽その他不正な手段によって奨学金の貸与を受けたとき。

7) 奨学生がこの規程に違反したとき。

8) その他、奨学金の貸与の目的を達成する見込がないと理事長が認めたとき。

2. 前項第4項に該当するも、学業成績または素行等を勘案し、貸与の継続が妥当と判断した場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から復学した日が属する月までの期間、奨学金の貸与を停止する。この場合、当該期間分として既に貸与された奨学金があるときは、奨学生が復学した日の属する月の翌月分として貸与したものと見なす。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた奨学金の全額を無利子で返還しなければならない。

1) 第8条の承認があったとき。

2) 前条の規定により奨学金の貸与の取消があったとき。

- 3) 学校等卒業年に看護師等の免許を取得しなかったとき。
- 4) 看護師等の免許取得後、直ちに当法人に復職または就業しなかったとき。
ただし、看護師免許取得後、理事長の承認を得て引き続き学校等の助産師課程に進学したときを除く。
2. 免許取得後、直ちに当法人で勤務するも第11条に定める勤務期間満了前に退職した場合は、下記計算式に基づく奨学金を無利子で返還しなければならない。
〔返還金計算式〕
(貸与を受けた月額奨学金+授業料+入学準備金) ÷ (貸与を受けた期間) ×
(貸与を受けた期間-勤務期間)
なお、期間は暦月単位で計算し、勤務期間1ヶ月未満は切り捨てる。
3. 奨学生および連帯保証人は、奨学金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から6ヶ月以内に奨学金を返還しなければならない。

(返還の免除)

- 第11条 奨学生が、免許取得後直ちに当法人に復職または就業し、次に定める期間、当法人で勤務したときは、奨学金として貸与した全額の返還を免除する。
ただし、実勤務日数が1日もない場合は、返還免除対象から除外する。
- 1) 看護師
貸与を受けた期間と同一期間勤務した場合。

(連帯保証人)

- 第12条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で保証能力があると認められる者でなければならない。
2. 原則として連帯保証人は、それぞれ別生計の者を2名必要とする。
 3. 奨学生は、連帯保証人が死亡し、または保証能力を欠くに至ったときは、直ちにこれに代わる連帯保証人を立て、理事長に届け出なければならない。

(届出)

- 第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに理事長に届け出なければならない。
- 1) 休学、復学、転学または退学しようとするとき。
 - 2) 停学、留年または退学の処分を受けたとき。
 - 3) 学校等を卒業したとき。
 - 4) 国家試験に合格したとき。
 - 5) 欠格事由に該当したとき。
 - 5) 奨学生または連帯保証人の住所、連絡先など誓約書記載事項に異動のあるとき。
 - 6) 連帯保証人が死亡したとき。
 2. 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに理事長に届け出なければならない。

様式第1号

医療法人住友別子病院奨学金貸与願書

年 月 日

医療法人住友別子病院 理事長 殿

本人 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日生

親権者 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日生
電話番号

貴法人奨学金規程が定める奨学金の貸与を受けたく、関係書類を添付の上申請いたします。

- 添付書類
1. 履歴書
 2. 住民票（本人の氏名、生年月日、現住所、性別のみで可）
 3. 調査書または成績証明書
 4. 合格通知書（控）（進学している場合は、在学証明書）

進学先					
希望奨学金		月額（ 円）	入学準備金（ 円）	授業料（ 円/年）	
貸与希望期間		年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）			
本人以外の世帯構成	続柄	氏名	年齢	住所	職業
連帯保証人	続柄	氏名	年齢	住所	職業
備考					

※原則として連帯保証人は、それぞれ別生計の者を2名必要とする。

※記載された内容については、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に取り扱います。